〈ファースト〉プライベート Web 利用規定 新旧対照表

改定前	改定後
第8条 住所変更サービス	(削除)
(1) 住所変更サービスとは、端末機を用いた契約者からのお申込みに	(日山本)
#づき、契約者の当行への届出住所を変更するサービスをいいま	
基づさ、 大脳目の当けへの脳面性ができますもケービスでいれる す。 本サービスにより住所変更の受付をした場合は、 すべての取	
引店の届出住所を変更します。ただし、いずれかの取引店におい て、ご融資や投資信託等当行所定のお取引があるときは、本サー	
ビスでは住所変更の受付はできません。別途、当行本支店の窓口	
での手続が必要となります。	
(2) 契約者が住所変更サービスを申込み、受付が終了いたしますと住	
所変更に必要な書類を郵送いたしますので、当行所定の手続きを	
行ってください。	
(3) 前項にかかわらず当行所定の条件を満たしていないため処理でき	
なかった場合は、当行所定の方法によりその旨を通知いたします。	
変更処理できなかったことにより生じた損害について当行では責	
任を負いません。	
(4) 本サービスにより受付した住所変更の処理には、受付から処理完	
了まで当行所定の日数がかかりますのでご了承願います。なお、	
契約者のお申込みから処理完了までの間に、変更が行われなかっ	
たことにより契約者に損害が発生することがあっても、当行は責	
任を負いません。	
第9条 公共料金自動支払サービス	第8条 公共料金自動支払サービス
(1)~(5) (省略)	(1)~(5) (省略)
第10条 通帳レスロ座切替サービス	<u>第9条</u> 通帳レスロ座切替サービス
(1)~(4) (省略)	(1)~(4) (省略)
第11条 キャッシュカード再発行サービス	<u>第 10 条</u> キャッシュカード再発行サービス
(1)~(6) (省略)	(1)~(6) (省略)

改 定 前	改定後
第12条 ワンタイムパスワード	第11条 ワンタイムパスワード
(1)~(8) (省略)	(1)~(8) (省略)
(9) 免責事項について	(9) 免責事項について
①前記第12条第3項の本人確認手続きを行った場合、当行は契約	①前記第11条第3項の本人確認手続きを行った場合、当行は契約
者からの有効な取引の申込として取扱い、当行の責に帰すべき事	者からの有効な取引の申込として取扱い、当行の責に帰すべき事
由がある場合を除き、契約者に損害・不利益が生じても当行は責	由がある場合を除き、契約者に損害・不利益が生じても当行は責
任を負いません。	任を負いません。
(中略)	(中略)
第13条 届出事項の変更等	<u>第12条</u> 届出事項の変更等
(1)~(2) (省略)	(1)~(2) (省略)
第14条 免責事項等	<u>第13条</u> 免責事項等
(1)~(9) (省略)	(1)~(9) (省略)
第15条 電子メールの利用	<u>第14条</u> 電子メールの利用
(省略)	(省略)
第16条 移管	<u>第15条</u> 移管
(1)~(2) (省略)	(1)~(2) (省略)
 第17条 反社会的勢力と取引拒絶	 第16条 反社会的勢力と取引拒絶
本サービスは、本規定第 1.9 条第8項の各号のいずれにも該当しない	本サービスは、本規定第 <u>18</u> 条第8項の各号のいずれにも該当しない
場合に利用することができ、本規定第 <mark>19</mark> 条第8項の各号の一つにで	場合に利用することができ、本規定第18条第8項の各号の一つにで
も該当する場合には、当行は本サービスのお申込みをお断りするもの	も該当する場合には、当行は本サービスのお申込みをお断りするもの
とします。	とします。
第18条 パスワード等の不正使用による資金移動等	第17条 パスワード等の不正使用による資金移動等
(1)~(5) (省略)	(1)~(5) (省略)

改定前	改定後
第1.9条 解約等 (1)~(9) (省略)	<u>第18条</u> 解約等 (1)~(9) (省略)
第20条 サービスの追加・廃止、及び規定の変更 (1)~(3) (省略)	第19条 サービスの追加・廃止、及び規定の変更 (1)~(3) (省略)
第21条 規定の準用 (省略)	<u>第20条</u> 規定の準用 (省略)
第22条 契約者情報等の取扱 (省略)	<u>第21条</u> 契約者情報等の取扱 (省略)
第23条 海外からの利用 (省略)	<u>第22条</u> 海外からの利用 (省略)
第24条 本サービスの成立等 (省略)	<u>第23条</u> 本サービスの成立等 (省略)
第25条 契約期間 (省略)	<u>第24条</u> 契約期間 (省略)
第26条 譲渡・質入等の禁止 (省略)	<u>第25条</u> 譲渡・質入等の禁止 (省略)
第27条 準拠法・管轄 (省略)	<u>第26条</u> 準拠法・管轄 (省略)